れです。

家で過ごすのか、病院で過ご

すのか、どこでどのような医療を受け

# た地域 我が家で最期まで

ふるさと高島で自分らしく過ごすために

例えば…

## 「私たちにできること」

りつけ薬局を持っていますか? かりつけ医、 かかりつけ歯科医

エンディングノートを

ご存じですか?

### の健康を守るため ちましょう。 今は健康に心配のない方もこれから 「かかりつけ」 を 持

います。
にめの取り組み」を一体的に進めてための取り組み」を一体的に進めて

る関係づくり」と「在宅療養推進のに関わるすべての職種の「顔の見え

か

か か

えるために、

高島市では、

在宅療養

身近な人に囲まれて自宅で最期を迎 や地域で安心して療養生活を送り、

人や家族が望めば、

住み慣れた家庭

医療や介護が必要になっても、

相談できる人が身近にいますか?

のみんなで支え合えると安心ですね。 軽に話せる相手を持ちましょう。 近所の人とのつながりを大切にし、 が欠かせません。日頃から家族や友人、近に相談や「ぐち」を聞いてくれる人家族の介護負担を軽減するには、身 人生の最期をどう過ごしたいか考え 地域 気

**M** (25) 5490

**(25)** 8150

私たちにできることは何でしょう

安心して暮らし続けるために今から するために、また住み慣れた地域で

自分らしくいきいきと生活

**ていますか?** 人生の終末期の過ごし方は人それぞ

▼日時 場所

安曇川ふれあいセンター 元NHK「今日の健康」 キャスタ 直子氏

NHK「TVシンポジウム」医療シンポジウム司会

# 「住み慣れた地域・我が家で最期まで

(ふじのきホ

### ために、講演会を開催します。 ぜひご参加ください。 在宅看取りについて皆で考える

たとえ今は元気だとしても、事故に会って 長期入院することになったり、認知症になっ てしまい日常生活の判断が難しくなったりと 「もしもの時」は思いがけないタイミングで やってきます。そんな時、残される家族にとっ て、あなたに関する重要な情報を知ることは 大きな助けになります。エンディングノート には、あなたに関する情報、親戚・友人の連 絡先、財産や保険のこと、医療や介護に関す る希望等を書き記すことができます。

普段は話しにくいことですが、あなたの思 いを書き留めておくために活用してみてくだ

### こんなときには 国民健康保険証の 届出が必要です!

国民年金は、日本に住む 20 歳以上 60 歳未 満のすべての人が加入しなければなりません。

届出は、加入する時だけでなく、被保険者種 別が変わったときにも必要です。届出されな かった場合、もしもの時に障害年金が受け取れ なくなったり、老後の年金額が少なくなったり、 受け取れない場合もあります。必ず届出をしま しょう。

届出が必要	異動の内容	持参するもの
<b>20 歳になった</b> とき (厚生年金や 共済年金加入者を 除く。)	第 1 号被保険者 となります。	・印鑑
厚生年金や共済 年金加入者が退 職したとき	第2号被保険者 から第1号被 保険者になりま す。	・印鑑 ・年金手帳 ・離職日が確認 できるもの
配偶者に扶養されていたが、配偶者が厚生年金または共済年金を辞めたとき	第3号被保険者 から第1号被 保険者になりま す。	・印鑑 ・年金手帳 ・離職日が確認 できるもの ・扶養から外れ た日が特定で きる書類

(届出先) 保険年金課または各支所

国民年金の加入種別は、次の3種類に分かれ ています。種別の変更があった時は、年金手帳 を添えて、その都度忘れずに届出ましょう。

手続き等に関して、詳しくは大津年金事務所 へお問い合わせください。

### 【国民年金の加入種別】

### ▼第1号被保険者とは

《対象者》自営業や農業・漁業の方とその配偶者、 20歳以上の学生、フリーターの方等

### ▼第2号被保険者とは

《対象者》厚生年金や共済組合に加入の方(会 社や官公庁にお勤めの方)

※手続きは、お勤め先で行います。

### ▼第3号被保険者とは

《対象者》国民年金の第2号被保険者に扶養さ れている配偶者の方

※届出は、配偶者の勤務先を通じて行います。

### 【問い合わせ】

保険年金課 (25) 8137

大津年金事務所 🚳 077 (521) 1789

### 0000 切り替えは4月1日です

4月1日からご使用いただく新しい国民健康保険 被保険者証(カード)を3月下旬に世帯主へ郵送し ます。紛失などに注意し、**大切に保管してください**。

★古い被保険者証は4月以降、各自で廃棄していただくか、 保険年金課または各支所窓口へご返却ください。

### 有効期限をご確認ください

### 平成 29 年 3 月 31 日

ただし、次の方は有効期限が年度途中となっています のでご確認ください。

① 退の被保険者証をお持ちの方で65歳になられる方 ⇒ 65 歳の誕生月の月末まで

> (退) (退職者医療制度) は、65 歳未満の方を 対象としています。

② 75 歳になられる方

⇒ 75 歳の誕生日の前日まで

75歳からは後期高齢者医療制度に変わります。

※①・②とも、新しい保険証を郵送しますので手続きは不要です。

### の被保険者証を交付しています

国民健康保険は、住民登録されている市町村でご加入 いただくことが原則ですが、高島市国民健康保険に加入 されている方で、高校や大学などに就学するために転出 される場合、特例として学の国民健康保険被保険者証を 交付することができます。交付を希望される方は、保険 年金課または各支所窓□で手続きをお願いします。

現在、学の被保険者証をお持ちの方であっても、毎年 申請が必要です。

### ●手続きに必要なもの

- ・お持ちの被保険者証 ・学生証、在学証明書等
- · 本人確認書類(免許証等)
- ・個人番号カードまたは通知カード

### 社会保険に加入されていませんか?

就職などで会社の健康保険等に加入された方で、高島 市の国民健康保険被保険者証をお持ちの方は、資格喪失 手続きが必要です。新しい健康保険に加入されても、 保の資格は自動的には喪失しません。会社の健康保険等 の保険料と国保税の二重払いにもなりますので、必ず保 険年金課または各支所窓口で手続きを行ってください。

喪失手続きをされずに国民健康保険被保険者証を使用 して診療を受けた場合、会社の健康保険等の資格が発生 した時点にさかのぼって医療費を返還していただくこと になりますので、ご注意ください。

### ●手続きに必要なもの

- ・現在お持ちの国保の被保険者証・印鑑
- ・新しく加入された社会保険等の保険証 (家族全員分)
- · 本人確認書類 (免許証等)
- 個人番号カードまたは通知カード

## 在宅療養講演会を開催します

ふるさと高島で自分らしく過ごすために~] 久田 3月13日 (日) 13時15分

## 在宅療養や介護、

25 でかしま 2016. 3月号